【募集要項】

≪追加募集≫

令和７年度越谷市店舗・事業所改修支援補助金のご案内

業態転換や販売促進など、エネルギー価格高騰に対応する店舗や事業所の環境整備を支援するとともに、市内施工業者の受注機会の拡大を図るため、市内事業者が実施する改修工事費用の一部を助成します。

※市内施工業者とは、法人における本社又は個人事業主の事業所が市内にある改修工事を行う民間業者に限ります。（市内に支社や支店、営業所があるだけでは対象となりません）

【申請方法及び受付期間】

電子申請または下記の宛先に郵送もしくは直接経済振興課の窓口に提出してください。

【電子申請】は、
下記二次元コードから

【郵送先】

〒３４３－８５０１
越谷市越ヶ谷４－２－１

越谷市役所　経済振興課
店舗・事業所改修支援補助金担当　行

令和７年６月３０日（月）～から随時受付

受付は午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝は除く）
※先着順とし、予算の範囲を超えた場合は、受付を終了します。
※予算の範囲内での交付となるため、予算を上回る額の申請があった場合は、予算を上回った日に受付をした申請者を対象に抽選を行い、交付申請者を決定します。

１．補助対象者

次に掲げる全ての要件に該当する方

①市内に店舗等を所有し、又は賃借し、かつ、当該店舗において事業を営んでいる中小企業者※。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第１４号）第３条第２項に規定する暴力団関係者でない者。

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の規定により許可又は届出を要する事業者でない者。

④申請日時点で事業を開始しており、補助金の交付を受けた後も引き続き事業を継続する意思がある者。

⑤市税を滞納していない者。

※中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第５項に規定する特定事業者

２．補助内容

補助対象工事

以下の要件全てを満たす工事であること

① 市内の施工業者を利用して実施する２０万円以上（税抜き）の改修工事

② 補助金交付決定後に着工し、令和８年（2026 年）２月２７日迄に完了する改修工事

③ エネルギー価格高騰の影響を受けて実施する建物等の改修工事で、目的が次のいずれかに該当するもの

(1)事業の継続に必要な改修工事

(2)業態転換や新規事業に必要な改修工事

(3)販売促進、顧客獲得、経営改善に必要な改修工事

※改修工事を行う箇所について国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けている場合、補助対象外となります。

※補助金交付決定前に支払いを済ませた手付金や着手金などの経費については、補助対象外となります。

補助金額　補助対象経費（税抜き）の５０％（上限額１００万円）

※交付額１，０００円未満切り捨て

補助対象工事の一例

・キッチン、トイレ等水回りの改修・設置工事
・間取りの変更、廊下幅の拡張等の増改築工事
・内装工事・外装工事
・ビルトイン設備の改修・設置工事。（機器単体の購入は対象外。）
・ウッドデッキやテラス、駐車場の改修・設置工事（駐輪場やバイクスペースも含む）
・店舗（建物）に付随する看板等の改修・設置工事
・配線工事を伴う照明の改修・設置工事
・外灯の改修・設置工事
・外構の門扉、ブロック塀、フェンスの改修・設置工事

補助対象外工事の一例

・新築、解体に伴う工事
・設備の導入・交換等に関する工事
・ハウスクリーニングや防腐、防蟻などの薬剤散布
・植木の剪定や植樹等の植栽工事
・造園工事
・電話やインターネット回線の引き込み工事
・地中の配管工事
・ポスト、物置等の改修・設置工事

３．提出書類について

①	店舗・事業所改修支援補助金交付申請書（市の指定様式）	申請者は事業主または法人の代表者
②	改修工事の見積書の写し	下記①～④がすべて記載されていること ①宛名 ②施工業者の名称及び住所（市内住所に限る） ③作成日（申請時に有効なものであること） ④工事費の総額、税抜額、消費税額が明記され、工事箇所ごとの内訳がわかること **※申請者自らが作成した見積書は不可とします** **※工事費等が伴わない場合は対象外となります**
③	改修工事前の写真	工事箇所すべてがわかる写真(番号を付与)
④-1	法人の場合	①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し　※発行日から３か月以内のもの ②直近の確定申告書（税務署に提出した書類）の写し ※決算期を一度も迎えていない場合は、月別の売上を示した帳簿等の写し
④-2	個人事業主の場合	①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）の写し ②開業届の写し ※税務署受付印が押印されているもの又は、イータックスでの申請の場合は「受信通知」の写しも必要 ③令和６年分確定申告書第一表、令和６年分所得税青色申告決算書（一般用）又は令和６年分収支内訳書（一般用）の写し ※決算期を一度も迎えていない場合は、月別の売上を示した帳簿等の写し
⑤	委任状	申請者以外の方が申請手続きを行う場合は必要 ※委任状を提出した場合、決定通知書などの関係書類は委任受けた方の住所に送付されます。 ※申請者以外の方が申請書を提出するだけの場合、委任状は不要です。

※改修工事の内容によっては建築基準法、消防法などの関係法令による確認や届出が必要になる場合がありますのでご注意ください。

※市税の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことが確認できない場合は、市税の完納を証明する書類の提出を求めることがあります。

郵送・電子申請で申請書を提出される方へ

申請書類の到着後、申請内容と納税状況を確認し、不備がなければ受付番号を発送します。

申請書類等の不備や修正が必要な方には電話でご連絡いたします。指定した期間までに修正出来ない場合は対象外となります。

４．申請書提出後の流れ

① 申請書類の審査

提出された申請書類の内容を確認し、補助対象者を決定します。申し込みが予算額を超える場合、抽選により決定します。また、必要に応じて現地確認を実施します。

② 補助金対象者の決定通知

全ての申請者に対して結果を通知します。補助対象となられた方は交付決定通知書の受領後に着工してください。

③ 実績報告書提出

工事完了後、速やかに下記の書類を揃えて市に提出してください。

最終提出期限：令和８年２月２７日（金）（郵送の場合は、２月２８日消印有効）

【提出書類】・実績報告書（市の指定様式） ・工事完了報告書の写し
・契約書の写し（未作成の場合は不要） ・施工業者が発行した領収書の写し
・改修工事後の写真
・検査済証の写し（建築確認が必要な場合）

④ 補助金額の確定

提出された③の書類について内容を確認し、補助金額を確定します。補助金の確定額は確定通知書にて通知します。また、必要に応じて現地確認を実施します。

⑤ 請求書提出

④の通知を受領後、下記の書類を提出してください。提出後、補助金額をご指定の口座に振込みます。

【提出書類】・請求書（市の指定様式）・アンケート

【手続きのフロー】

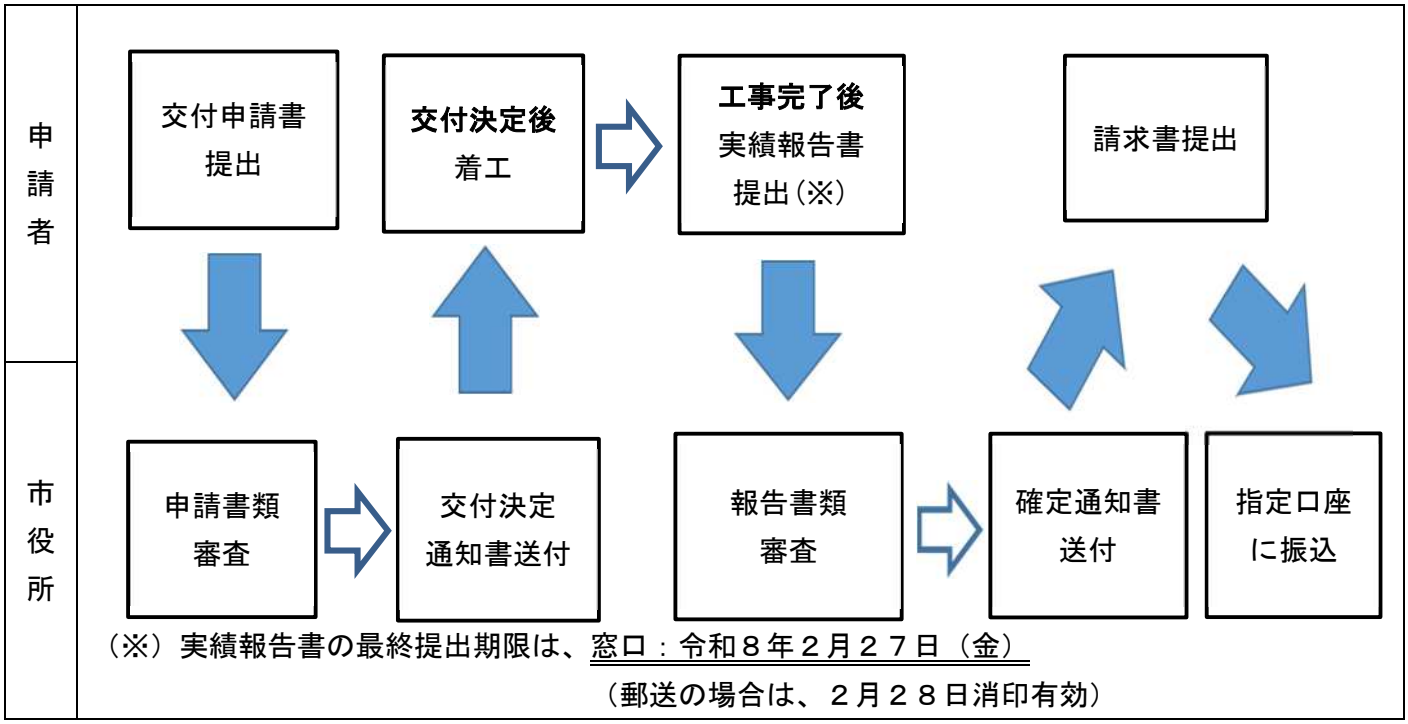

（※）実績報告書の最終提出期限は、窓口：令和８年２月２７日（金）
（郵送の場合は、２月２８日消印有効）

【問い合わせ窓口】越谷市経済振興課　電話：０４８－９６７－４６８０
住所：越谷市越ヶ谷４－２－１　越谷市役所第３庁舎　４階